

住宅騒音防止工事補助事業の制度追加について

空気調和機器の更新工事について、制度が追加されました

A. 追加内容

1. 4回目の更新制度について

3回目の更新工事(更新工事③)制度創設より、10年以上を経過したことから、4回目の更新工事(更新工事④)を開始します。

2. 対象世帯について

単身世帯を含む全世帯を対象とします。

※更新工事③でエアコンの対象台数を低減したことにより、対象から外れた単身世帯も対象となります。

B. 更新工事④制度内容

1. 対象台数について

冷暖房機器	単身世帯	1台	} ただし、当初の防音室数を上限とします
	複数世帯	居住人数マイナス1台	
換気装置	全世帯共通	居住人数プラス1台	

2. 対象機器について

前回の更新工事(更新工事③)。単身世帯の冷暖房機器については更新工事②)実施後、10年を経過し、所要の機能を失ったものを対象とします。

3. 補助割合について

国50%、地方負担額10%、住民負担額40%

※国が定めた基準額における補助率となります。
基準額を超過した分については住民負担となります。

詳細な事業内容等につきましては、
右記補助事業者へお問い合わせください。

(お問い合わせ)
独立行政法人 空港周辺整備機構 地域振興課
TEL 092-472-4594